高知県警察犯罪収益対策推進要綱の改正について（通達乙）

（令和８年５月11日、組対発第237号）

【概要】

この要綱は、県警察が一体的に犯罪収益対策を推進することにより、犯罪による収益の移転及びテロ資金供与の防止、犯罪組織の弱体化及び壊滅並びに犯罪による収益の剥奪を図るために必要な基本的事項を定めることを目的として制定したものです。